

鹿沼市デジタル化推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、鹿沼市デジタル化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金は、市内事業者のデジタル化を加速することで、生産性向上や業務効率化といった経営力の向上・強化を図ることを目的とする。

2 補助金は、着手前申請型補助金として交付する。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、申請時点において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 商法（明治32年法律第48号）第4条に規定する商人かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

(2) 市内に事業所又は事務所を有し、法人にあっては市内に商業登記を、個人にあっては市内に住民登録をしていること。

(3) 申請日時点で市税に関する滞納処分をされていないこと。

(補助対象外事業者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 同一内容の事業について、国・県・市から助成（国・県・市以外の機関が、国・県・市から受けた補助金等により実施する場合も含む）を受けている者又はその採択を受けている者

(2) 風俗営業等との規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(3) 鹿沼市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第6号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条に規定する密接関係者である者

(4) (1) から (3) までに掲げる者のほか、第2条に規定する目的に照らし、補助金の交付が適当でないと市長が認める者

(補助事業等)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第2条に規定

する目的を達成するための手段として適当と認められるデジタルを活用した事業とし、補助事業完了後、鹿沼市ホームページにおいて補助事業実績書（様式第 11 号）を公表する。

（補助対象経費及び補助金の額）

第 6 条 前条に掲げる補助事業に係る補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内で、50 万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助対象経費は、別表に定める。

3 算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、予算の状況に応じて補助金の額を減額することができるものとする。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

（1）補助事業等実施計画書（様式第 2 号）

（2）補助事業等収支内訳書（様式第 3 号）

（3）法人にあっては発行後 3 か月以内の履歴事項全部証明書、個人事業主にあっては開業届または税務署に提出した直近の所得税の確定申告書 B 第一表の写し

（4）補助対象経費に係る見積書、委託内容に関する仕様書等

（5）同意書兼宣誓書（様式第 4 号）

（6）その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業について市長から書類の提出又は現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

3 交付申請を受けたときは、市長は書類審査を行い、事業計画の適否を審査する。

（交付決定の通知）

第 8 条 市長は、申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

（1）補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。） 補助金等交付決定通知書（様式第 5 号）

（2）前条補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書（様式第 6 号）
（補助事業の変更）

第 9 条 補助事業者は、補助事業の変更をしようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第 7 号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請（変更に係るものに限る。）について承認したときは、補助金等交付決定通知書（変更）（様式第 8 号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業について次に掲げる事項のみの変更をする場合は、前項の承認を不要とする。この場合において、補助事業者は、補助事業の完了前までに、当該変更の内容を補助事業変更届（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

- （1）補助事業者の住所又は氏名
 - （2）補助金の額に影響しない補助対象経費及び補助対象外経費
 - （3）補助金及び国、県、他の市町村の給付金以外の収入額
 - （4）補助事業の実施期間
 - （5）その他市長が軽微な変更と認めるもの
- （手続の免除）

第10条 着手届は、免除する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業等実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる資料を添付して同一年度内の3月31日までに市長に報告しなければならない。

- （1）補助事業実績書（様式第11号）
- （2）補助事業を実施したことが分かる書類（写真、概要など）
- （3）補助事業の経費に係る領収書の写し等
- （4）預金通帳の写し（法人にあっては法人名義のもの、個人事業主等にあっては事業に供する個人名義のもの）等
- （5）その他市長が必要とする書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、補助事業が完了したと認めたときは、補助事業の内容の検査及び補助金の額の確定をし、その結果を補助事業検査結果等通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第13条 補助金の請求は、前条の規定による通知を受領した日から15日以内に、補助金等交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金は、口座振込の方法により交付するものとする。

（補助金の交付手続の委任）

第14条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第15条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 第13条第1項に規定する期間内に請求がされないとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金等交付確定日以前に第3条に規定する補助事業者又は第5条に規定する補助事業の要件に該当しなくなったとき。

(5) 補助金等の交付を受けた補助事業等について、他の給付を受けていたことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第15号）により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

（帳簿の備付け）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、及び補助金の交付を受けた日から5年間保存しておかななければならない。

（補則）

第19条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に係る様式、手続等に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

補助対象事業

補助率	事業例
2分の1以内	・グループウェア等の社内プラットフォーム整備 ・会計システムの導入 ・人事管理システムの導入 ・在庫管理システムの導入 ・生産設備の遠隔監視・操作システムの導入 ・キャッシュレス決済システムの導入 ・顧客管理システムの導入 ・POSレジシステムの導入 ・ECサイトの構築 等

補助対象経費一覧

対象経費
機器等設置・設定費、備品等購入費（生産の可視化が図れる機能を有する備品でセンサ類等を指す）、システム構築費・利用料、ソフトウェア導入費・利用料、Wi-Fi環境整備費（機器購入費・設置費・設置に伴う関連工事費・通信費）、システム導入支援に係る経費、研修委託料、専門家委託経費、旅費交通費（専門家委託分に限る）

※システム及びソフトウェア利用料、Wi-Fi通信費については、交付決定日以降に支出する経費であって、当該交付申請の日が属する年度内に支出する経費に限る。

※以下の費用は対象経費から除外する。

- ・補助対象経費の中で、汎用性があり目的外の使用が可能な設備・備品（事務用のパソコン、プリンタ、タブレット端末）の購入費
ただし汎用性があっても、申請事業に用途を限定した備品（システムを遠隔監視するタブレット端末等）の購入費は補助対象とする。
- ・単なるホームページの改修に要する経費

様式第 1 号（第 7 条関係）

補助金等交付申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所

法人名(屋号)

申請者 代表者 役職

氏名

印

電話番号

（団体にあっては、主たる事務所等の住所、団体の名称及び代表者の氏名）

鹿沼市デジタル化推進事業補助金の交付を受けたいので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 8 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。なお、申請に当たり、同規則及び鹿沼市デジタル化推進事業補助金補助金交付要領を遵守する旨を申し添えます。

補 助 事 業 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
補助事業に要する経費の額 （補助対象経費の合計）	円
添 付 書 類	☐ 補助事業等実施計画書（様式第 2 号） ☐ 補助事業等収支内訳書（様式第 3 号） ☐ 法人：履歴事項全部証明書 個人事業主：開業届又は確定申告書の写し ☐ 補助対象経費に係る見積書、仕様書等 ☐ 同意書兼宣誓書（様式第 4 号） ☐ その他市長が必要と認めるもの
備 考	

（注意事項）

- 1 補助金の交付には、同一年度内の 3 月 3 1 日までに事業を完了する必要があります。
- 2 「添付書類」の欄には、添付した書類の□に✓を記入し、同欄に記載のない資料を添付した場合は、備考欄に資料の名称を記入してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

補助事業等実施計画書

1 申請者概要

企業名			
代表者役職・氏名			
住所			
資本金	万円	従業員数	人
事業内容等			

2 事業計画

補助事業名称	
導入予定のデジタル技術の名称 （システム名、ツール名等）	
デジタル技術導入の目的 （本事業を実施する背景や 必要性、本事業の実施により 解決したい課題等について）	< 200 文字程度 >
デジタル技術の事業内容 （デジタル技術導入の事業 概要や導入により期待される 効果について）	< 200 文字程度 >

※ 1）必要に応じ、本補助事業に関係する資料を添付してください。

3 事業実施スケジュール

補助事業の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日											
実施項目	スケジュール（月）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
例）事業者の選定												
例）システム導入												

※１）事業実施スケジュールは、実施項目をいつ頃から取り組むのか矢印や○で記入ください。

また、申請者の繁忙期について該当する月が分かるよう矢印や○で記入ください。

※２）行が足りない場合は、必要に応じ追加してください。

様式第3号（第7条関係）

補助事業等収支内訳書

1 収入

区分	収入額	備考
補助金	円	対象経費の 分の 以内
自己資金	円	
	円	
	円	
合計	円	

（注意事項）

- 1 補助金の額は、1,000円未満切り捨てになります。
- 2 「備考」の欄には、その収入の支払元、内訳等を記入してください。

2 支出

区分	支出額	備考
補助対象経費		
	円	
	円	
	円	
補助対象経費小計	円	
補助対象外経費		
	円	
	円	
補助対象外経費小計	円	
合計	円	

（注意事項）

「備考」の欄には、内訳、算定根拠等を記入してください。

同意書兼宣誓書

年 月 日

鹿沼市長 宛

鹿沼市デジタル化推進事業補助金の申請にあたり、下記の事項に同意及び宣誓します。

記

- ・ 本補助金交付要領の要件にすべて該当すること。
- ・ 同一内容の事業について、国・県から助成（国・県・市以外の機関が、国・県・市から受けた補助金等により実施する場合も含む）又はその採択を受けていないこと。
- ・ 鹿沼市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第 6 号に規定する暴力団員等若しくは同条例第 6 条に規定する密接関係者である者が本件申請や対象事業にかかわっていないこと。
- ・ 申請内容に虚偽や不正がないこと。また、申請内容に虚偽や不正があった場合には本補助金の申請を取り下げ、補助金の交付後に発覚した場合は補助金を全額返還すること。
- ・ 補助事業の概要について、鹿沼市ホームページにて公表することに同意すること。
- ・ 本補助金の申請に際し、納税状況について調査することに同意すること。
- ・ 個人事業主においては、市職員が住民票を閲覧することについて同意すること。

（申請者）住所 _____

法人名（屋号） _____

代表者（役職・氏名） _____ 印

補助金等交付決定通知書

（ ） 第 号
年 月 日

様

鹿沼市長 松 井 正 一 印

年 月 日付けで申請がされた鹿沼市デジタル化推進事業補助金の交付については、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

交 付 対 象 者	住 所	
	法人名（屋号）	
	代表者役職・氏名	
交 付 額	円	
条 件	1 補助事業を実施期間前に廃止し、又は停止する場合は、あらかじめ市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。 2 補助事業により補助事業者が収益が生じた場合は、交付額が減額されること。	

（注意事項）

- 1 補助事業の内容を変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- 2 補助事業が完了したときは、同一年度内の 3 月 3 1 日までに実績報告書を市長に提出してください。

補助金等不交付決定通知書

（ ） 第 号
年 月 日

様

鹿沼市長 松 井 正 一 印

年 月 日付けで申請がされた鹿沼市デジタル化推進事業補助金の交付については、次のとおり交付しない旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 1 1 条第 3 項の規定により通知します。

不 交 付 決 定 の 対 象 者	住 所	
	法人名（屋号）	
	代表者役職・氏名	
不 交 付 決 定 の 理 由		

（注意事項）
この決定に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできません。

補助事業変更等承認申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所
法人名(屋号)
申請者 代表者 役職
氏名 印
電話番号

(団体にあっては、主たる事務所等の住所、団体の名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け () 第 号で決定がされた鹿沼市デジタル化推進事業補助金の交付について、補助事業の内容を変更(中止・廃止)したいので鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更等の概要

変更等の区分	☐ 変更 ☐ 中止 ☐ 廃止
変更等の年月日	年 月 日
再開予定年月日	年 月 日

(注意事項)

- 「変更等の年月日」の欄には、変更、中止又は廃止の予定日を記入してください。
- 「再開予定年月日」の欄には、中止の場合にのみ、補助事業の再開予定日を記入してください。

2 変更の内容

番号	変更対象	変更前	変更後
1			
2			
3			

(注意事項)

- 変更の内容が分かるように具体的に記入してください。
- 補助金の対象経費の額が変更となる場合は、具体的な額を記入してください。
- 変更の内容が複雑な場合は、別紙を添付しても構いません。

3 変更等の理由

様式第 8 号（第 9 条関係）

補助金等交付決定通知書（変更）

（ ）第 号
年 月 日

様

鹿沼市長 松 井 正 一 印

年 月 日付けで申請がされた鹿沼市デジタル化推進事業補助金の
変更について承認し、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付
に関する規則第 1 3 条第 4 項において準用する第 1 1 条第 2 項の規定により通知しま
す。

交 付 対 象 者	住 所			
	法人名（屋号）			
	代表者役職・氏名			
交 付 額	変 更 前	円		
	変 更 後	円		
変 更 の 内 容	番号	変更対象	変更前	変更後
	1			
	2			
	3			
条 件				

（注意事項）

- 1 補助事業の内容を変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- 2 補助事業が完了したときは、同一年度内の 3 月 3 1 日までに実績報告書を市長に提出してください。

様式第 9 号（第 9 条関係）

補助事業変更届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所
法人名(屋号)
申請者 代表者 役職
氏名 印
電話番号

(団体にあっては、主たる事務所等の住所、団体の名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け () 第 号で決定がされた鹿沼市デジタル化推進事業補助金の交付について、補助事業の内容を変更したいので鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 1 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項 1	
変更前	
変更後	

変更事項 2	
変更前	
変更後	

変更事項 3	
変更前	
変更後	

変更事項 4	
変更前	
変更後	

補助事業等実績報告書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所
法人名（屋号）
申請者 代表者 役職
氏名 印
電話番号

（団体にあっては、主たる事務所等の住所、団体の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け（ ）第 号で決定がされた鹿沼市デジタル化推進事業補助金の交付について、補助事業が完了したので鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業名		
2 事業完了年月日		年 月 日
3 事業費総額		円
4 内対象経費の合計額		円
内 訳	(1)	円
	(2)	円
	(3)	円
	(4) その他	円
5 収入合計額		円
内 訳	(1) 補助金	円
	(2) 自己資金	円
		円

様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

補助事業検査結果等通知書

年 月 日

様

鹿沼市長 松 井 正 一 印

年 月 日付け（ ）第 号で決定をした鹿沼市デジタル化推進事業補助金の交付について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則 1 8 条第 1 項の規定により補助事業の完了検査をしたので、同条第 2 項の規定により次のとおり通知します。

補 助 事 業 者	住 所	
	法人名（屋号）	
	代表者役職・氏名	
検 査 結 果	適合（一部不適合・不適合）	
不 適 合 等 の 理 由		
補 助 金 の 確 定 額	円	
交 付 済 額	円	
返 還 額	円	

（注意事項）

- 1 「返還額」の欄に金額が記載されている場合は、その額を市長に返還しなければなりません。
- 2 補助金の返還は、添付の返還命令書の記載に従い、納付書により行ってください。
- 3 この通知内容に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできません。

様式第 1 3 号（第 1 3 条関係）

補助金等交付請求書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所
法人名(屋号)
申請者 代表者 役職
氏名
電話番号
印

年 月 日付け () 第 号で補助金額の確定を受けた鹿沼市
デジタル化推進事業補助金について、次のとおり交付されるよう鹿沼市補助金等の交
付に関する規則第 1 9 条 2 項の規定により請求します。

補助金の確定額	円		
補助金既受領額	円		
今回請求額	円		
残高	円		
金融機関名		支店名等	本店 支店 支所
口座種別	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏名		

(注意事項)

- この請求書は、補助事業検査結果等通知書を受領した日から15日以内に提出してください。
- 口座振込以外の方法で補助金の交付を受けることはできません。

様式第 1 4 号（第 1 4 条関係）

補助金等交付手続委任状

年 月 日

鹿沼市長 宛

住所
法人名（屋号）
委任者 代表者 役職
氏名 印
電話番号

鹿沼市デジタル化推進事業補助金の交付手続を次のとおり委任したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 2 6 条の規定により提出します。

1 委任した行為

- ☐ 補助金の交付申請書の作成及び提出
- ☐ 追加資料の提出、市職員からの質問への回答等
- ☐ 交付決定又は不交付決定に係る通知の受領
- ☐ 補助金の請求

※委任した行為の□に✓を記入してください。なお、「補助金の受取り」は、委任することができません。

2 受任者

住 所	
氏 名	印
電 話 番 号	

（注意事項）

- 受任した行為について、偽りその他不正な行為がされた場合は、受任者の責任となります。
- 法人その他団体の場合は、「住所」及び「氏名」の欄に、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第 1 5 号（第 1 6 条関係）

補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書

() 第 号
年 月 日

様

鹿沼市長 松 井 正 一 印

年 月 日付け () 第 号で通知した鹿沼市デジタル化推進事業補助金の交付決定の全部（一部）を取り消したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 3 1 条の規定により通知するとともに、補助金の返還を命じます。

取 消 し 及 び 返 還 命 令 の 対 象 者	住 所	
	法人名（屋号）	
	代表者役職・氏名	
取 消 し の 範 囲		
取 消 し の 理 由		
取 消 し 後 の 補 助 金 の 額	円（ 円減額）	
補助金等の交付 年 月 日	年 月 日	
返還する補助金 等 の 額	円	
返 還 期 限	年 月 日	

（注意事項）

- 1 返還する補助金等の額には、補助金等の交付年月日から返還期限までの日数に応じ、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金が含まれます。
- 2 返還期限までに補助金の返還がされない場合は、返還期限から返還がされた日までの日数に応じ、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した遅延損害金が課されます。